

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年7月3日(2014.7.3)

【公表番号】特表2013-532025(P2013-532025A)

【公表日】平成25年8月15日(2013.8.15)

【年通号数】公開・登録公報2013-043

【出願番号】特願2013-515407(P2013-515407)

【国際特許分類】

A 61 F 2/28 (2006.01)

A 61 F 2/30 (2006.01)

【F I】

A 61 F 2/28

A 61 F 2/30

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月16日(2014.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

使用中に骨構造と接触又はほぼ接触する骨接触表面を有するインプラント本体を備える、整形外科用インプラントであって、

前記骨接触表面は、そこから突出する骨インターフェイス構造を備え、

前記骨インターフェイス構造は、使用中に前記骨構造に少なくとも部分的に圧入されるよう構成される第1の伸張部分、及び、使用中に前記骨構造に少なくとも部分的に圧入されるよう構成される第2の伸張部分を備え、

前記第2の伸張部分は、前記第1の伸張部分に連結され、前記第1の伸張部分から、前記第1の伸張部分に対して斜めの角度で延伸している、整形外科用インプラント。

【請求項2】

前記骨インターフェイス構造は、前記骨接触表面から延伸する2次元構造を備える、請求項1に記載の整形外科用インプラント。

【請求項3】

前記骨インターフェイス構造は、前記骨接触表面から延伸するV字型構造を備える、請求項2に記載の整形外科用インプラント。

【請求項4】

前記骨インターフェイス構造は、前記骨接触表面から延伸するU字型構造を備える、請求項2に記載の整形外科用インプラント。

【請求項5】

前記骨インターフェイス構造は、前記骨接触表面から延伸するフック形状の構造を備える、請求項2に記載の整形外科用インプラント。

【請求項6】

前記骨インターフェイス構造は、前記骨接触表面から延伸する3次元構造を備える、請求項1に記載の整形外科用インプラント。

【請求項7】

前記骨インターフェイス構造の1つ以上の部分は、前記部分状に配置される生物製剤、成長因子、又は耐痛薬剤を備える、請求項1に記載の整形外科用インプラント。

【請求項 8】

前記整形外科用インプラントは、大型関節インプラント、小型関節インプラント、外傷インプラント、脊柱インプラント、足首インプラント、頭蓋特大インプラント、及び歯科インプラントのうち1つ以上を備える、請求項1に記載の整形外科用インプラント。

【請求項 9】

前記骨構造は、使用中、前記骨インターフェイス構造に接着する、請求項1に記載の整形外科用インプラント。

【請求項 10】

前記骨構造は、使用中、前記整形外科用インプラントの持ち上がりを妨げるよう構成される、請求項1に記載の整形外科用インプラント。

【請求項 11】

前記骨構造は、使用中、前記整形外科用インプラントの移動を妨げるよう構成される、請求項1に記載の整形外科用インプラント。

【請求項 12】

前記骨構造は、使用中、前記整形外科用インプラントの回転を妨げるよう構成される、請求項1に記載の整形外科用インプラント。

【請求項 13】

前記骨構造は、前記インプラント本体の高さの約50%～約150%の高さを有する、請求項1に記載の整形外科用インプラント。

【請求項 14】

前記第1及び第2の伸張部分の少なくとも1つは、その長さに沿って湾曲する長手方向の軸を備える、請求項1に記載の整形外科用インプラント。

【請求項 15】

前記骨インターフェイス構造は、立体トラスを備える、請求項1に記載の整形外科用インプラント。

【請求項 16】

前記立体トラスは、前記骨インターフェイス表面から延伸する、2つ以上の三角形トラス構造を備え、前記三角形トラス構造のうち2つ以上が、少なくとも1つの共通の支柱を共有する、請求項15に記載の整形外科用インプラント。

【請求項 17】

前記立体トラスは、3つの平面トラスユニットで形成される、三角形立体トラスを備える、請求項15に記載の整形外科用インプラント。